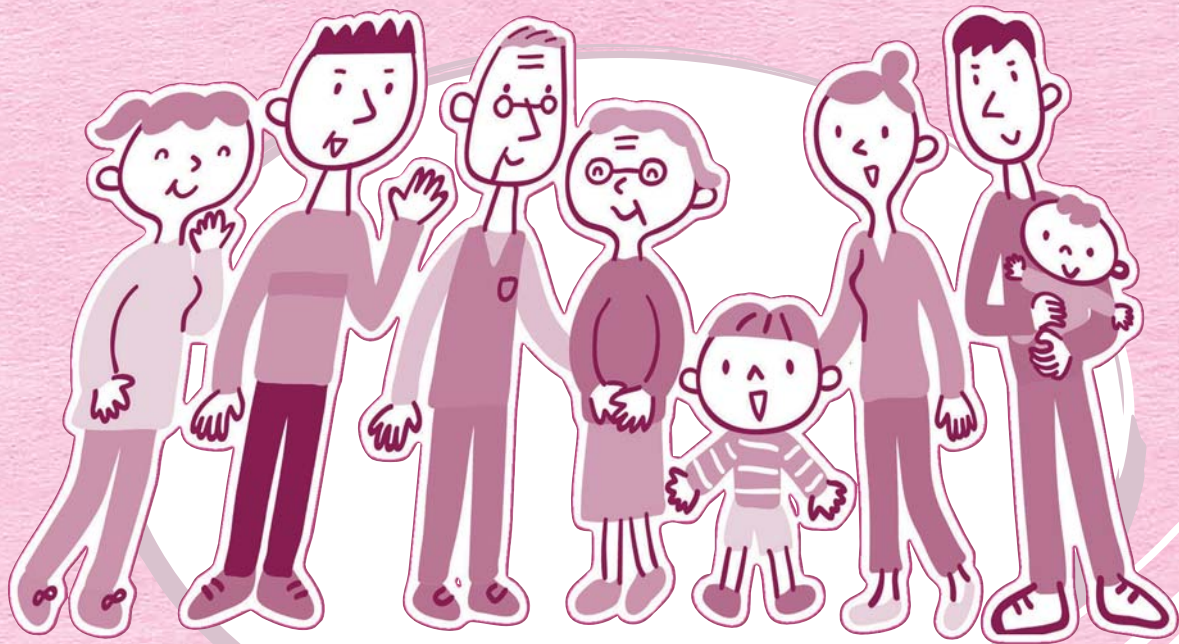


# 第2次 田辺市男女共同参画プラン



平成26年3月  
和歌山県田辺市

# 第2次プランの策定にあたって

## プラン策定の趣旨・基本理念

第1次プランの課題の改善を図りながら男女共同参画社会の実現を目指し、田辺市における男女共同参画が一層前進するよう「第2次田辺市男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」という）を策定しました。

男女共同参画社会基本法の五つの理念を基本に置き、性別にかかわらず、人権が尊重され、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを推進します。

## 田辺市が目指す男女共同参画社会の姿

男女共同参画社会の実現のためには、「社会的性別」（ジェンダー）の視点について正しく理解することが必要で、田辺市が男女共同参画社会として目指すべき将来像は次のとおりとします。



## プランの位置付けと期間

本プランは、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組である男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、田辺市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたもので、男女共同参画社会基本法第14条に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

策定に当たっては、国の「第3次男女共同参画基本計画」、「配偶者暴力防止法」及び「和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）」を勘案し、「田辺市男女共同参画懇話会」において審議を重ねるとともに、「田辺市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施するなど広く市民の意見を聞き、その反映に努めました。

期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10か年とし、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

# プランの推進体制

## 1 推進体制の整備

庁内の男女共同参画推進本部を中心として、関係各課と連携し男女共同参画社会の実現を目指す取組を充実していきます。また、施策を推進する職員一人ひとりが、男女共同参画社会についての認識と理解を深め、男女平等の視点で業務に当たることができるよう職員の男女共同参画研修の充実を図ります。

## 2 協働による取組の推進

施策の推進に当たっては行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取組を展開することが必要です。

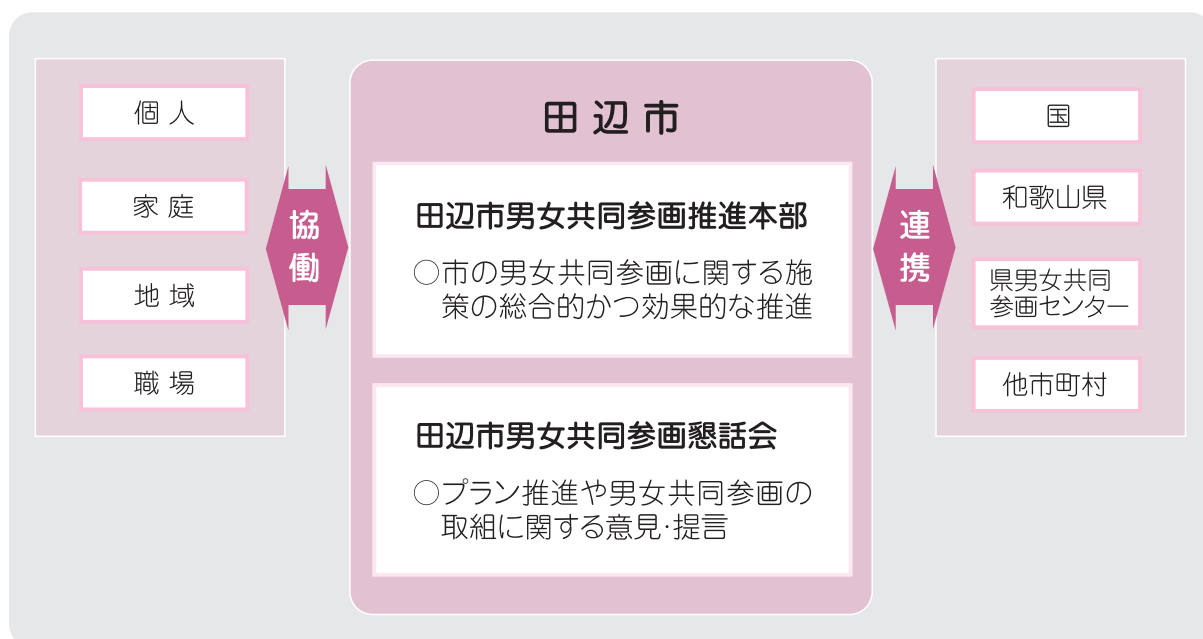
効果的な施策の推進を図るため、男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体や市民との連携を深め、市民と行政が一体となって計画を推進します。

## 3 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向け、情報交換や交流を通じ、国、和歌山県、他市町村や事業者及び学校等様々な分野・機関との連携に努めます。

## 4 プランの進行管理

プランの着実な推進には、その推進体制と進捗状況の管理体制が重要で、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化、法制度の改正等に伴い、計画の見直しが必要になります。また、市民参加による男女共同参画懇話会において施策等を審議し、特に重点的な取組については、関係課との調整を密にして、その達成に向けて事業展開を図り計画の実効性を高めていきます。



# プランの重点的な取組

近年の社会経済情勢の急激な変化の中で、男女共同参画を取り巻く環境も大きく変化してきました。男女共同参画に関する田辺市の現状やこれまでの取組などを踏まえ、プランの基本理念や基本目標の下、実効性の高い施策の推進を図るために、特に次の3つの項目について優先的・重点的に取り組んでいくこととします。

## 1 男女共同参画の視点による地域活動の推進



地域団体等の意思決定過程への女性の参画を促し、男女が共に暮らしやすい地域づくりの促進を図るとともに、地域活動における経験を、地域全体の方針決定過程の場でも生かすことができるよう、人材育成に取り組みます。

地域の様々な課題の解決に向け、男女がお互いに尊重し合い共に支え合うコミュニティを構築するため、地域課題に対応した男女共同参画の視点からの情報発信や啓発、市民活動支援等を一層推進していきます。また、地域での防災対策についても、男女共同参画の視点をしっかりと持ちながら進めていきます。

### 市が重点的に取り組む施策

- No.14 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進
- No.15 地域社会への男女共同参画の推進
- No.16 防災・災害復興への男女共同参画の推進

### 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、地域の生活課題に目を向け、様々な地域活動に取り組みましょう。
- 市民は、男性も女性も共に市政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画しましょう。
- 地域団体等においては、様々な世代が集まる場などで男女共同参画に関する身近なテーマで、話し合ってみましょう。
- ボランティア団体やNPO活動団体は、相互に連携・協力し、地域の課題やまちづくりに積極的にかかわりましょう。
- 事業者は、企業の地域貢献としてボランティア休暇制度導入や企業ボランティア活動に取り組みましょう。

## 2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

男女が共に、仕事・家庭生活・地域生活など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりが必要であり、そのためには働く世代の男女が互いに尊重し合いながら、仕事と生活の調和を図ることが求められています。

また、企業の実態を把握し、企業に向けての啓発を進めるなど男性の理解に向けた取組を一層推進していきます。



## 市が重点的に取り組む施策

- No.18 家庭生活への男女共同参画の促進
- No.19 女性のチャレンジ支援の推進

## 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、性別に基づく固定観念にとらわれない労働観や職業観を養いましょう。
- 市民は、家庭内の仕事と生活の調和の実現を目指して、家族で育児や家事に協力して取り組み、子育て支援や介護保険サービス等の事業を活用しましょう。
- 事業者は、「パートタイム労働法」や「改正育児・介護休業法」などに基づき、働きやすい職場づくりに努めましょう。
- 事業者は、女性の職域拡大や格差是正に向けたポジティブ・アクションの取組を進めましょう。
- 商工業や農業などに従事する女性のための研修・講座などを活用し、技術力や経営力の向上を図り、積極的に経営に参画しましょう。

## 3 DV防止に向けた取組

DV被害の防止及び被害者保護のため、効果的な啓発・学習機会の提供等を行うとともに、予防の観点から若年層への啓発を推進します。

また、DV被害者保護に向け、県配偶者暴力相談センターやDV被害者センター（紀南DVセンター）など関係機関と連携し、被害者の様々な状況を踏まえて、より円滑な安全の確保を行う必要があります。

なお、潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努めるとともに、関係部署と連携することにより被害者の早期発見と支援体制の整備を進めていきます。

## 市が重点的に取り組む施策

- No. 9 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- No.10 DV被害者に対する相談業務等の充実
- No.11 DV被害者の自立に向けた支援の拡充



## 市民、地域、事業者の役割

- 市民は、暴力は人権侵害であり、犯罪にもつながるという認識を持ちましょう。
- 市民は、DV・デートDVに関する正しい知識を持ちましょう。
- 市民は、DV被害者からの相談を受けた場合、市役所や県などの専門の相談窓口にご相談するように助言しましょう。
- 市民は、DV被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう。
- 地域福祉に関わる人は、地域にDVをはじめ児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の被害者がいないか見守り意識を持つとともに、DV被害者の立場に立った支援に協力しましょう。

# プランの内容

## 男女共同参画社会基本法における**五**つの基本理念

田辺市が目指す男女共同参画社会の姿

①男女が共に政策・方針決定の場に参画する社会

②家族が互いに協力し合い、喜びを分かち合える家庭

③誰もが個性と能力を生かしていきいきと働くことができる職場

④男女が多様な活動に参画し、つながりを深める地域

### 基本目標

1

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

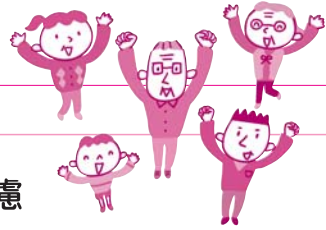
2

誰もが参画できる男女共同参画による社会づくり

3

仕事と生活の調和のための環境づくり





- ①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮  
 ③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立  
 ⑤国際的協調

## 施策

## 取組

1 男女共同参画の意識啓発

- 1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進
- 2 行政における男女共同参画の推進

2 男女共同参画に関する学習の推進

- 3 学校等における男女平等を推進する教育の充実
- 4 生涯にわたる男女共同参画学習の推進
- 5 メディアにおける人権の尊重

3 生涯を通じた健康づくり支援

- 6 生涯を通じた健康づくり支援
- 7 妊娠・出産に関する健康づくり支援
- 8 健康をおびやかす問題についての対策の推進

4 男女間の暴力の根絶を目指す  
仕組みづくり

- 9 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- 10 DV被害者に対する相談業務等の充実
- 11 DV被害者の自立に向けた支援の拡充
- 12 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 政策・方針決定過程への  
男女共同参画の推進

- 13 行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 14 企業・地域団体における方針決定過程への男女共同参画の促進

2 地域活動への男女共同参画の推進

- 15 地域社会への男女共同参画の推進
- 16 防災・災害復興への男女共同参画の推進
- 17 多様な分野における男女共同参画の推進

1 多様な生き方のための支援

- 18 家庭生活への男女共同参画の促進
- 19 女性のチャレンジ支援の推進

2 支援を必要とする男女への支援

- 20 子育て支援策等の充実
- 21 ひとり親家庭への支援
- 22 高齢者・障害者の社会参画に対する支援
- 23 高齢者・障害福祉サービスの充実

3 農林水産業・商工業等自営業に  
おけるパートナーシップの確立

- 24 就業条件と環境の整備
- 25 自営業における方針決定過程への女性の参画促進

## 相談窓口一覧

本プランで扱われている項目等の中から、主に公の機関による情報提供や相談が受けられる窓口を紹介します。日時、場所等の詳細については、お問い合わせ先までご連絡ください。

相談先	内容	お問い合わせ先
女性電話相談 ☎ 0739-26-4919	女性が抱える様々な悩みに女性相談員が電話で相談に応じます。	男女共同参画センター 市民総合センター4階 ☎ 0739-26-4936
女性相談（和歌山県子ども・女性・障害者相談センター） ☎ 073-445-0793	様々な悩みを抱えている女性からの相談や、配偶者等からの暴力の相談に応じます。	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター （配偶者暴力相談支援センター） ☎ 073-445-5311
女性相談（和歌山県男女共同参画センター「りいぶる相談室」） ☎ 073-435-5246	家庭や職場のこと、生き方への不安など男女共同参画を妨げる様々な悩みに女性の相談員が応じます。	和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階 ☎ 073-435-5245
性暴力相談（性暴力救済センター「わかやまmine」） ☎ 073-444-0099	性暴力を受けた被害者に女性支援員が電話で相談に応じ、総合的支援を行います。	和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛9階 ☎ 073-435-5245
労働条件に関する相談 ☎ 0739-22-4694	労働条件をめぐる労働者と使用者との間で生じた問題等について、総合労働相談員が対応します。	田辺総合労働相談コーナー 田辺市明洋二丁目24番1号 田辺労働基準監督署内 ☎ 0739-22-4694
家庭児童相談 ☎ 0739-26-4926	家庭における児童の養育及び福祉に関する相談に応じます。	家庭児童相談室 市民総合センター1階 ☎ 0739-26-4926
子ども・女性・障害者相談センター ☎ 073-445-5312	子ども（18才未満）についてのあらゆる相談に応じます。	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター ☎ 073-445-5311



## 第2次 田辺市男女共同参画プラン

田辺市 男女共同参画推進室

〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号

TEL 0739-26-4936 FAX 0739-24-8323

E-Mail danjo@city.tanabe.lg.jp